

## 連合事務事業の合併に伴う協議の進め方

### 考え方の基本

- 1 山口村、檜川村は木曾広域連合から他広域圏へ移動する。(現行の進捗状況からの想定です。)
- 2 連合事務事業の決定者は組織する 11 町村。基礎資料を作成するのは広域連合。  
【広域連合は、普通地方公共団体の協議会(地方自治法第 252 条の 2)】
- 3 木曾地域の今後については、木曾地域振興構想(平成 11 年～22 年)を基本理念として、広域計画(平成 11 年～15 年、16 年～20 年)を基本とする。
- 4 事務事業の最終決定目標は、平成 15 年 11 月の連合定例議会とする。
- 5 共同事務の再検討の最終決定目標は、平成 16 年 3 月とする。

### 進め方(町村合併担当課長会議での決定事項)

- 1 事務事業、清算すべきもの(財産・負債)の調整方法  
(16 年度予算に影響のある事項)

